

船舶事故調査報告書

令和6年1月31日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和5年3月4日 16時00分ごろ～5日 00時44分ごろ）（医師による死亡推定時刻：4日17時00分ごろ）
発生場所	石川県志賀町安部屋漁港南西方沖 安部屋港防波堤灯台から真方位211° 1.8海里（M）付近 （概位 北緯36° 59.4′ 東経136° 43.4′）
事故の概要	漁船第3幸生丸は、固定式刺し網漁を行う目的で出航したのち、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和5年3月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第3幸生丸、2.46トン IK3-12466（漁船登録番号）、個人所有 8.50m（Lr）×2.20m×0.60m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数50、昭和54年8月7日
乗組員等に関する情報	船長 74歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年5月23日 免許証交付日 令和4年12月5日 （令和10年11月1日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、水温 約9℃ 日没時刻：17時50分ごろ、常用薄明終了時刻：18時16分ごろ
事故の経過	本船は、令和5年3月4日16時00分ごろ自宅を出た船長が1人で乗り組み、固定式刺し網漁を行う目的で安部屋漁港から同港南西方沖の漁場（以下「本件漁場」という。）に向けて出航した。 船長の家族は、ふだん18時00分ごろには帰宅する船長が19時00分ごろを過ぎても帰宅せず、19時30分ごろ船長の携帯電話に連絡をしたが応答がなかったので、安部屋漁港に様子を見に行くと

ころ、船長の車が岸壁に残されていて、本船は帰港していなかった。

船長の家族は、約30分間隔で船長の携帯電話に連絡をしたが21時00分ごろを過ぎても応答がなかったため、僚船の船長に無線で船長を呼んでもらった。

船長の家族は、僚船の船長から船長の応答がないとの連絡を受け、21時27分ごろ118番通報して本船の搜索を要請した。

本船は、海上保安庁のヘリコプター及び巡視艇による搜索が行われ、ヘリコプターにより本件漁場付近において船首が南南西方を向いて漂泊しているところを発見され、5日00時44分ごろ巡視艇により船内が無人であり、主機は中立で航海灯及び作業灯は点灯されておらず、刺し網が投入された状態であることが確認された。

本船は、漁具回収に加わった他の僚船の乗組員が操船して安部屋漁港に回航された。

船長は、海上保安庁、船長が所属する漁業協同組合の僚船及び漁業取締船による専従搜索が7日18時00分まで行われたが発見されず、行方不明となり、9日06時15分ごろ、志賀町^{とぎりょうけ}富来^{ますほが}領家町^{うら}増穂^{うら}浦海岸において、通行人により発見された。

船長は、医師により、死因が溺水による短時間での窒息死、死亡推定時刻は4日17時00分ごろであり、短時間で発症したと推定される低体温症が影響を及ぼしたと検案された。

(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船(船首側)、写真2 本船(船尾側) 参照)

その他の事項

船長が行う固定式刺し網漁は、ふだん16時00分ごろに出航し、安部屋漁港南西方沖1.8M付近の水深約24mの本件漁場に、縦約5m、横約600~700mの1枚網の両端に固定用の錨約7~10kg及びボンデン旗竿^{きお}を着けた刺し網を投入して18時00分ごろには帰航し、翌日05時30分ごろに出航して同網を揚げるものであった。(図1、写真3 ボンデン旗竿 参照)

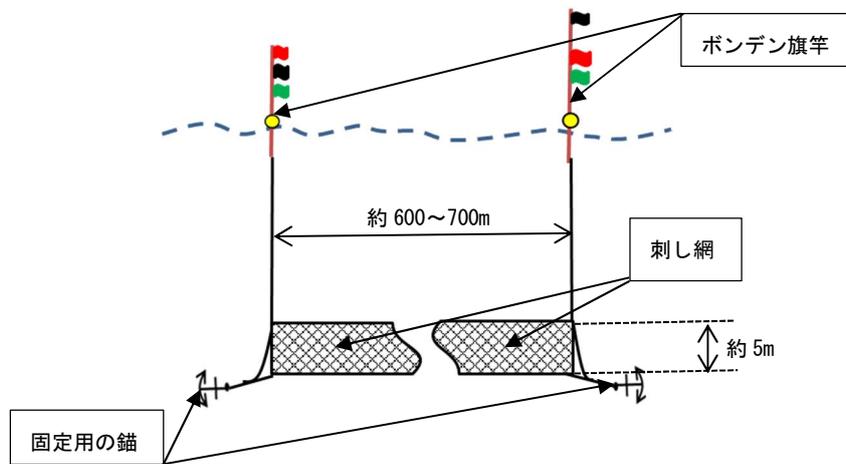


図1 本船の固定式刺し網漁の仕掛け(イメージ)

	<p>本船が発見された時、刺し網が投入されていて、刺し網の片端のボンデン旗竿が船尾のたつに引っ掛かって船上に残っていた。</p> <p>本船には、他船との衝突痕や損傷はなかった。</p> <p>船長は、発見された際、上着、ズボン及び靴下を着用し、防水式携帯電話を身に着けていたが、救命胴衣は着用しておらず、救命胴衣は操舵室に置かれていた。(写真4 救命胴衣(操舵室に残されていたもの) 参照)</p> <p>船長の家族によれば、本事故発生前に自宅を出ていく時の船長の健康状態は、ふだんと変わらず良好のようであった。</p> <p>僚船の船長は、本事故後、片端のボンデン旗竿が船上に引っ掛かって残っていたこと、航海灯及び作業灯が点灯していなかったことを聞いて、船長が、まだ明るい時間帯に刺し網を投入中に落水し、本船に戻ろうとしたが、戻ることができなかつたのではないかと思った。</p> <p>本船は、海面から舷縁までの高さが約80cmであった。</p> <p>本船は、縄ばしご等の舷外からの乗込み設備が備えられていなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり 不明 不明</p> <p>船長の死因は、溺水による短時間での窒息死であった。</p> <p>船長は、4日16時00分ごろ自宅を出た後、5日00時44分ごろ本船が海上保安庁の巡視艇により無人であることが確認され、医師により死亡推定時刻が4日17時00分ごろと検案されたことから、17時00分ごろ落水して短時間の間に溺死したものと推定される。</p> <p>本船は、無人の状態で見つかった際、刺し網が投入され、刺し網の片端のボンデン旗竿が船尾のたつに引っ掛かって船上に残っていたことから、船長が刺し網の投入中に落水した可能性があると考えられるが、船長が本事故で死亡しており、目撃者がおらず、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、本船に舷外からの乗込み設備が備えられていなかったこと、海面水温が約9℃であったこと、及び、医師による検案から、落水後、本船に戻ることができないうちに、短時間で発症したと推定される低体温症が影響を及ぼし、溺死した可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、船長が、本件漁場において刺し網を投入中、落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の乗船者は、甲板上では常に救命胴衣を着用して作業等に当たること。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 小型の漁船に1人で乗り組む船長は、甲板上で作業を行う際、落水する場合がありますので、事前に縄ばしご等を装備し、安全を確保した上で作業を行うことが望ましい。 |
|--|---|

付図1 事故発生場所概略図

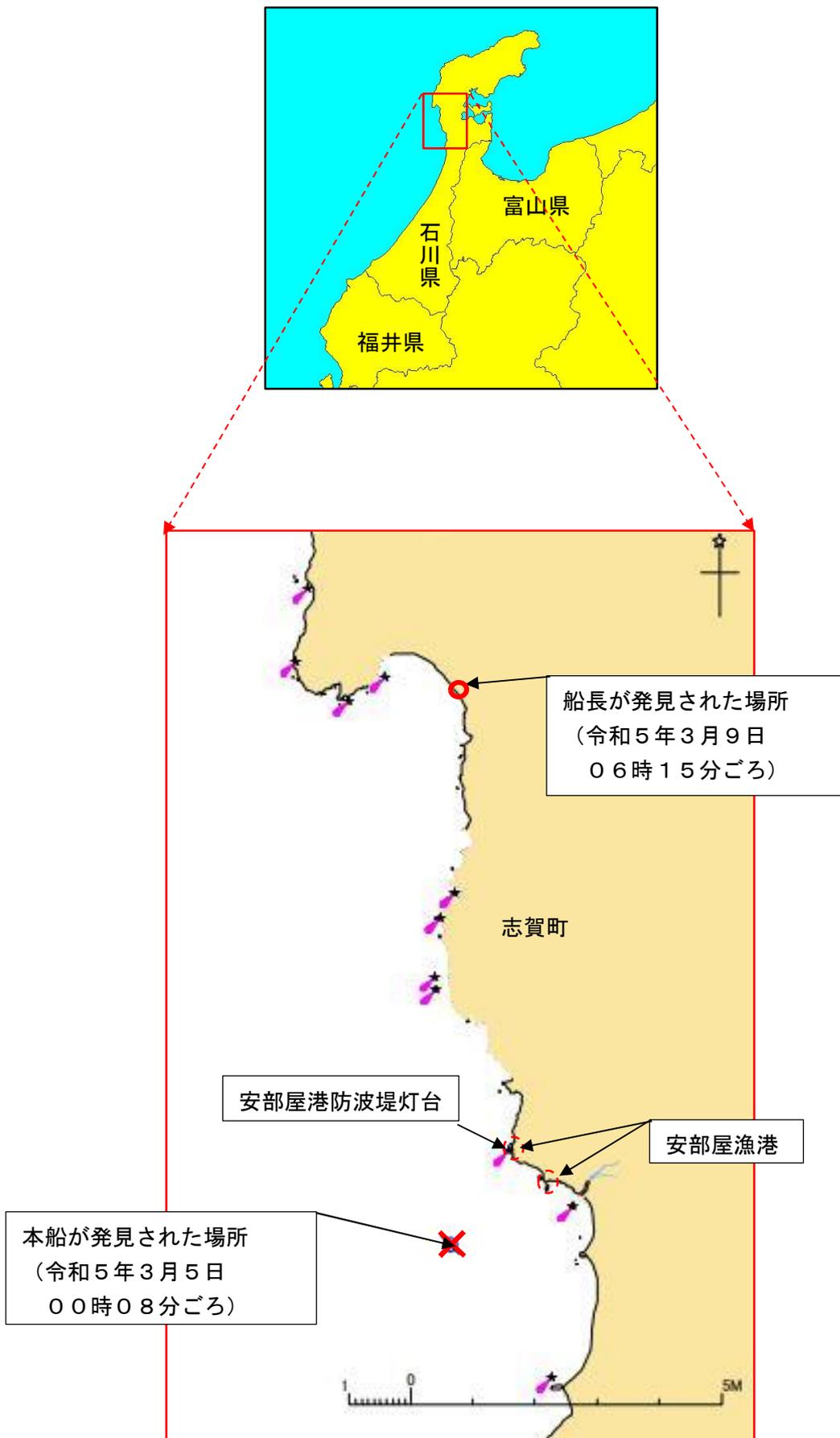


写真1 本船（船首側）



写真2 本船（船尾側）



写真3 ボンデン旗竿

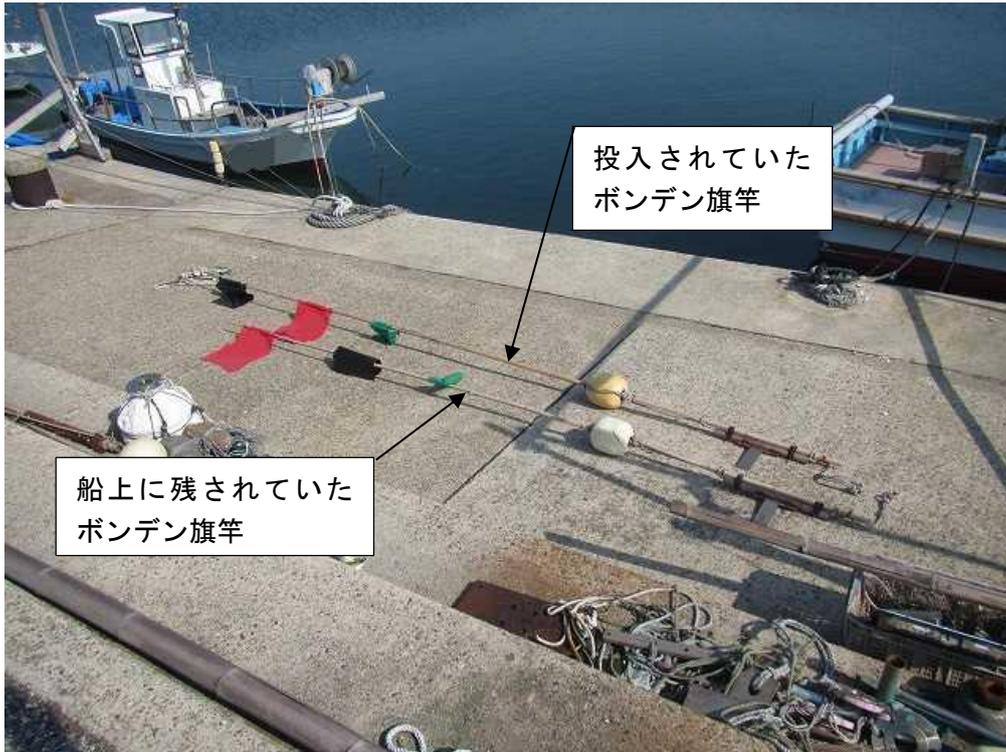


写真4 救命胴衣（操舵室に残されていたもの）

